

の、ごどく、黒天鵝絨にてつくり、金糸にてかくのごとき紋をぬひたり。略圖是かの拳相撲にもちゐたる手おほひなりとぞ。

〔嬉遊笑覽^{十上}飲食〕吉原などにも享保中に拳相撲といふことはやりて、遊女玉菊これを上手にして、拳まはしといふもの有とて、手覆めくものを奇跡考に載たれど、その頃いまださばかりは行はれざりしと見えて、延享三年丙寅、吉原細見虎が文といふに、拳の圖解委しく出たり、かゝれば彼拳まはし後の物なるべし。明和七年辰巳園と云冊子に、拳すまふ有しことをいへり、江戸名物鑑、拳すまふとありて、其句、米かしや指て戰ふ秋の雲、唯拳を打つも拳すまふなり。

〔天保度御改正諸事留^七辰^{十五}年天保二月廿八日]

市中之内、拳稽古所と申看板差出、又は看板無之致稽古候儀、御時節柄如何ニ付、組合限早々爲相止候様北御廻り方より御談有之候間、御組合限早々行届候様御通達可被成候。

但右拳稽古所御差止被成候分、名前肩書并看板之有無共、半紙堅帳ニ御認、來月二日北御番所御腰掛江御持寄可被成候以上、

二月廿八日

定世話掛

骨牌

骨牌ハ初和蘭人ノ齋ス所ニシテ、紙ニテ札ヲ製シ、以テ輸贏ヲ決スルノ用ニ供ス、此ヲ字牟須牟加留多ト稱ス、後其製ニ倣フ者ヲ凡テ加留多ト稱セリ、而シテ之ヲ博奕ニ用キル事ハ、

法律部博奕篇ニ載セタリ、宜シク參看スペシ、

〔書言字考節用集七器財〕骨牌^{カルタ}見五五雜組、一種、